

永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

令和3年12月16日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第23号

永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 永平寺町固定資産評価審査委員会条例(平成18年永平寺町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

(永平寺町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 永平寺町職員の服務の宣誓に関する条例(平成18年永平寺町条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式」を「に別記様式」に、「に署名」を「を提出」に改める。

別記様式中「㊦」を削る。

(永平寺町火入れに関する条例の一部改正)

第3条 永平寺町火入れに関する条例(平成18年永平寺町条例第123号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

(永平寺町消防職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第4条 永平寺町消防職員の服務の宣誓に関する条例(平成18年永平寺町条例第149号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は消防長の定める上級の公務員の面前において別記様式」を「に別記様式」に、「に署名」を「を提出」に改める。

別記様式中「平成」及び「㊦」を削る。

(旧永平寺口駅舎地域交流館条例の一部改正)

第5条 旧永平寺口駅舎地域交流館条例(平成26年永平寺町条例第20号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」及び「印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。